

器具・容器包装のポジティブリスト制度における規格基準について

1. 改正食品衛生法第 18 条第 3 項において、政令で定める材質の原材料は、ポジティブリストに掲載された物質(同第 1 項の規格が定められたもの)でなければならないこととされている。
2. 「食品用器具及び容器包装の規制の在り方に関する技術検討会」において、これまで別添のとおり議論されているところ。この別添の考え方にに基づき、現在国内で販売、製造、輸入、営業上使用されている器具・容器包装に用いられている物質(既存物質)であって、ポジティブリストに掲載する必要がある物質について、関係事業者及び事業者団体から情報提供を受け、整理・確認を行い、現時点で資料 3 のとおり告示案を作成した。
3. 告示案作成にあたっては、食品安全基本法に基づく食品安全委員会による食品健康影響評価結果を含めた一連の作業に要する時間を勘案した上で円滑な制度導入を行うために、一部の物質については、食品安全基本法第 11 条第 1 項第 3 号に定める「人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき」に該当するものとして、事後に食品健康影響評価を行うことを前提に、告示制定に向けた作業を行うこととしている。

その際、事後に評価を行う物質についても、ポジティブリスト掲載にあたり、①海外のポジティブリストに掲載されている物質については、海外の管理機関により使用が認められていることを踏まえ、②それ以外の物質については、遺伝毒性に関して、量的構造活性相関((Q)SAR)による解析、個別試験データ、文献情報等に基づき、一定の安全性を確認することとしている。

4. なお、資料3の告示案については、今後、パブリックコメント、WTO 通報を実施し、内容を精査した後、必要に応じて本部会において再度審議した上で必要な手続を進めることとする予定としている。

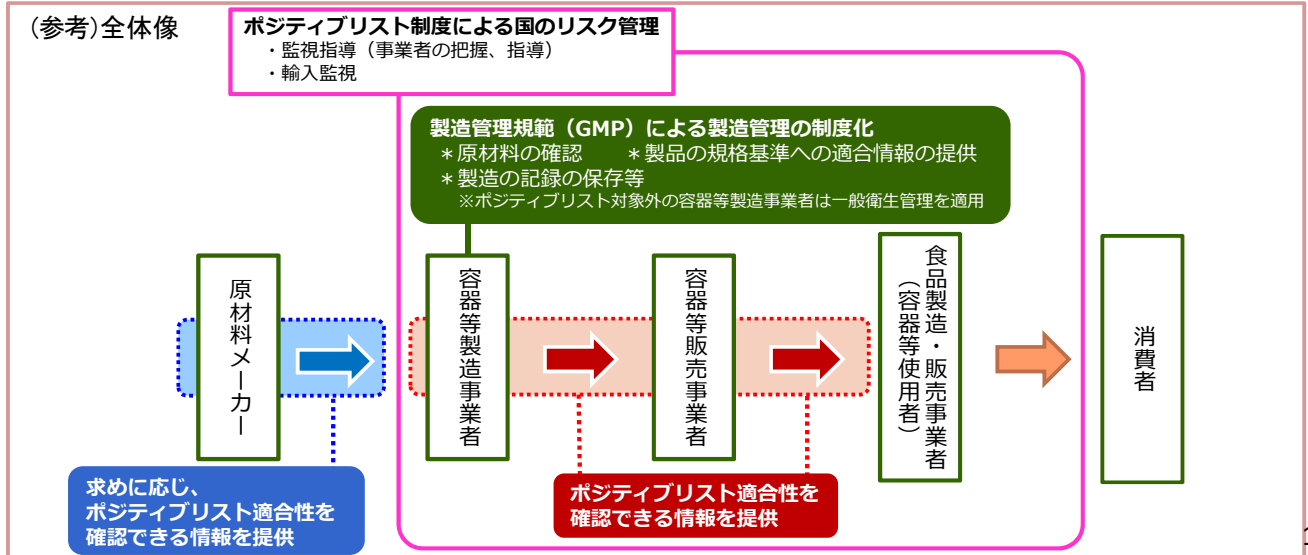
○ 食品用器具・容器包装の安全性や規制の国際整合性の確保のため、規格が定まっていない原材料を使用した器具・容器包装の販売等の禁止等を行い、安全が担保されたもののみ使用できることとする。

現行

○ 原則使用を認めた上で、使用を制限する物質を定める。海外で使用が禁止されている物質であっても、規格基準を定めない限り、直ちに規制はできない。

改正後(ポジティブリスト制度)

○ 原則使用を禁止した上で、使用を認める物質を定め、安全が担保されたもののみ使用できる。
※合成樹脂が対象

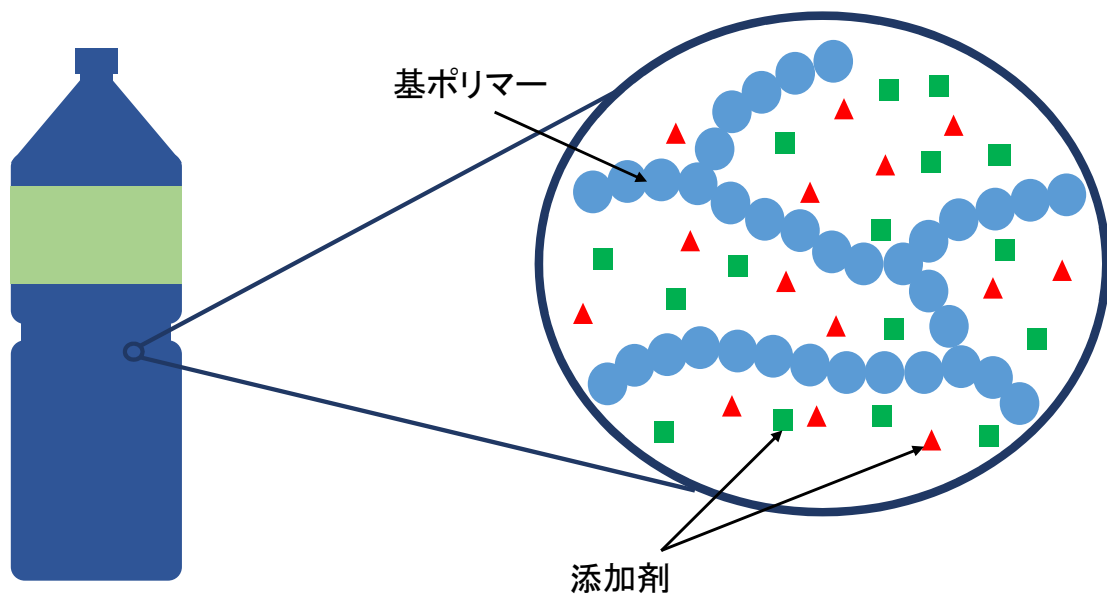


1

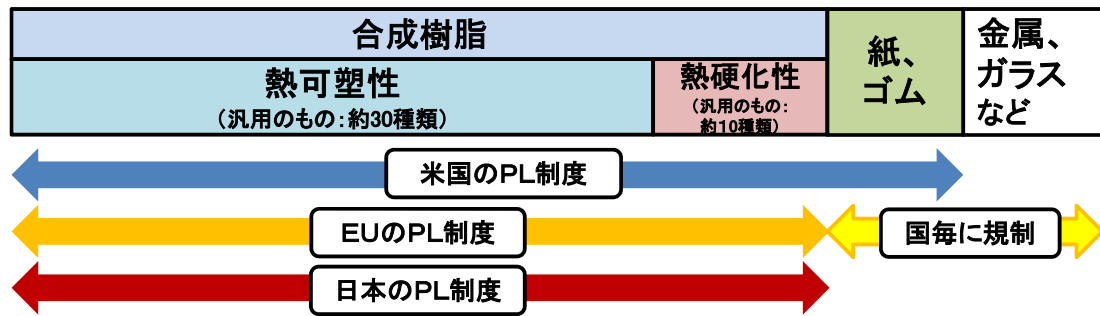
合成樹脂製器具・容器包装の原材料

器具・容器包装（最終製品）

器具・容器包装を構成する物質（原材料）



我が国と欧米における規制の比較(改正後)



○米国:

合成樹脂及び紙・ゴムについて、1958年から連邦規則集に掲載された化学物質のみが使用できるポジティブリスト制度。合成樹脂については、ポリマーの種類ごとに、使用可能なモノマー、添加剤やその含有量が規定。これに加え、2000年から、承認の迅速性を図るため、個別製品ごとに申請者に限定して使用可能とする制度(食品接触物質上市前届出制度(FCN))が新設された。原材料事業者を含め、適正製造規範(GMP)のもとで製造されることが要求されているが、事業者間の情報伝達に関する特段の規定はなく、自主管理・自己宣言に任されている。

○欧州(EU):

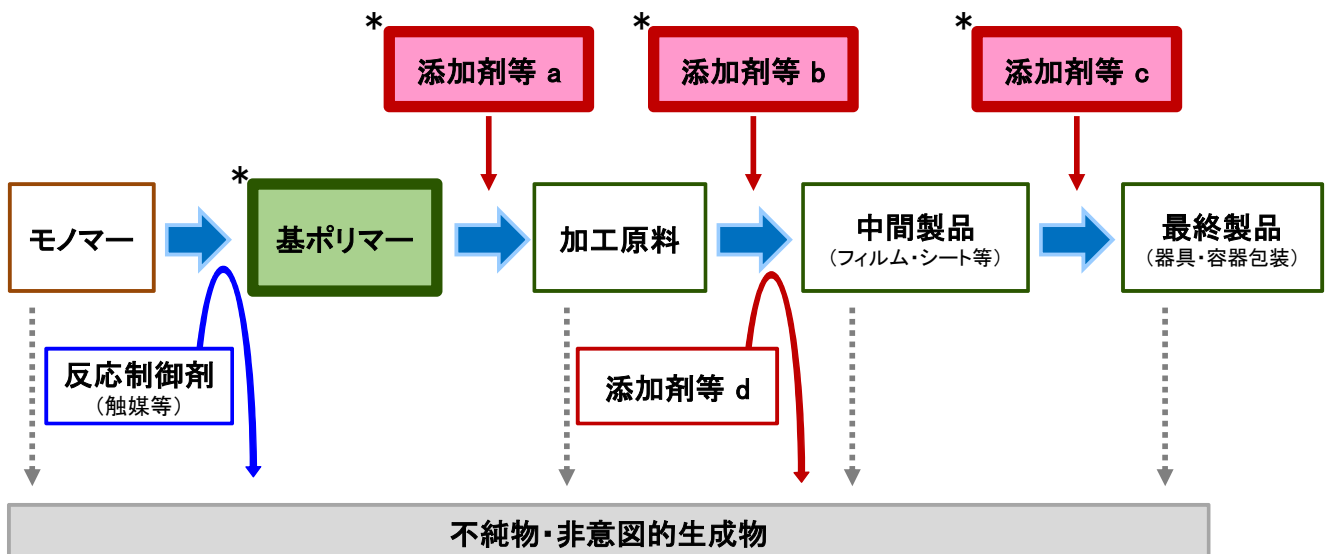
合成樹脂について、2010年からポジティブリスト制度。モノマー、添加剤ごとに、溶出量や使用条件等が規定されている。また、製品及びその材料を構成する成分の総溶出量についても規定されている。原材料事業者を含め、適正製造規範(GMP)に従った製造を義務づけるとともに、事業者間の情報伝達のため、適合宣言書の製品への付帯が義務づけられている。

○日本:

ポジティブリスト制度を、まずは合成樹脂から導入する。器具・容器包装製造事業者には、適正製造規範による製造管理及び販売の相手先に対する情報伝達が義務づけられている。また、器具・容器包装原材料事業者には、求めに応じ情報を提供しよう努めることとされている。

3

ポジティブリスト制度において管理する物質



* ポジティブリスト制度において管理

ポジティブリストに記載する物質の範囲

- 最終製品に残存することを意図して用いられる物質をポジティブリストで管理(※)。
- 最終製品に残存することを意図しない物質はこれまでのリスク管理方法により管理。

※ なお、着色料は、最終製品に残存することを意図して用いられる物質であるため、合成樹脂のポジティブリスト制度の対象であり、これまでのリスク管理方法(指定添加物以外の化学合成着色料は溶出又は浸出して食品に混和しないように加工)と同等の考え方により、ポジティブリストに包括的に記載して管理する。

ポジティブリストの規定方法

概要

基ポリマーをその特性(物理化学的性質)や使用実態を踏まえて、樹脂を複数の区分に分類し、区分に応じて添加剤の添加量等を定める。

目的

- 添加剤の移行を管理し、その使用の自由度を確保する。
- 樹脂と添加剤の組み合わせを明示化しないことで、知的財産権を保護する。
- 告示を簡素化することで、簡便化を図る。

基ポリマーのグループ化の考え方

消費係数	樹脂の特性	
	耐油性	耐水性
小	極めて強い	極めて強い
	弱い	強い
	強い	弱い
大	—	—

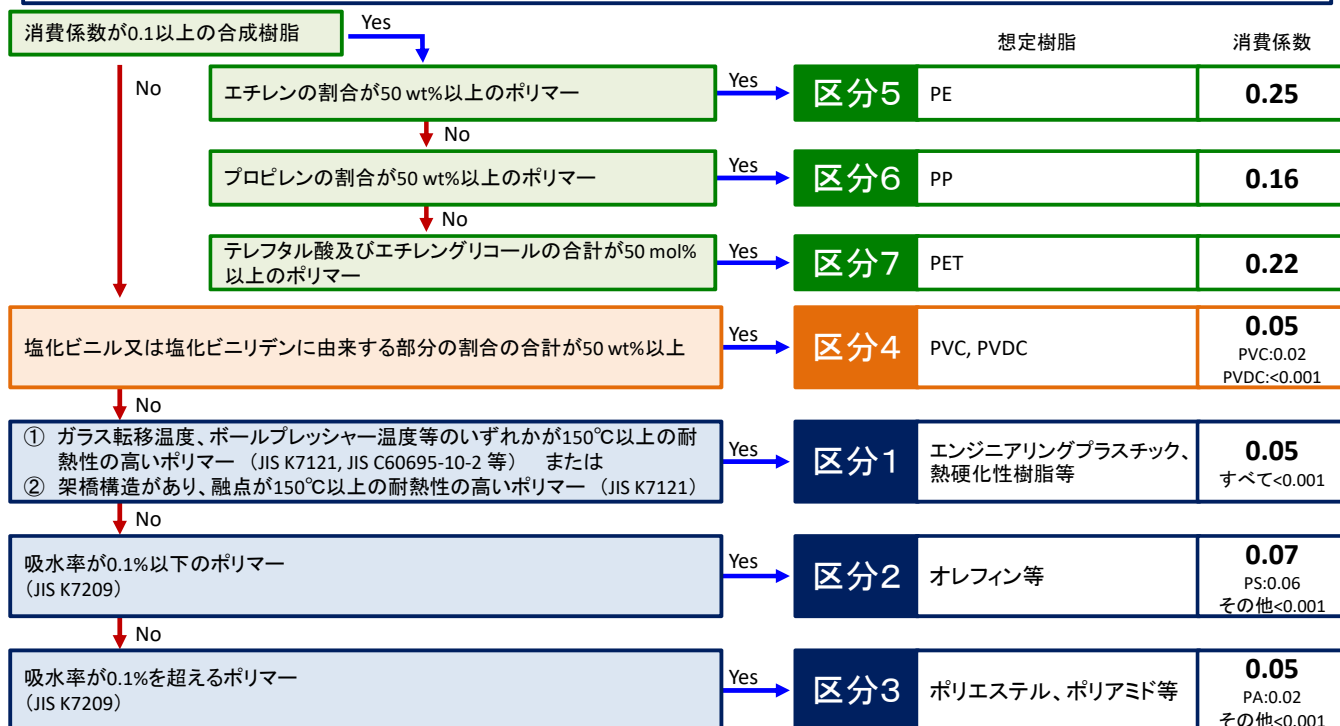
注)区分の数については、特性や使用実態等を踏まえて変更の可能性あり。

5

合成樹脂のグループ化方法

概要

基ポリマーをその特性(物理化学的性質)や使用実態を踏まえて、樹脂を複数の区分に分類し、区分に応じて添加剤の添加量等を定める。



- * 消費係数とは、器具・容器包装の特定の種類の材質に接触する食事量の割合を推定して得た係数。
- * 区分5～7の樹脂であっても、用途が限定される等、消費係数が極めて小さいポリマーは区分1～3の適用も可。
- * 上記の判断基準が原則であるが、耐熱温度及び耐薬品性等により総合的に区分を判断する場合もある。

(参考)消費係数等の算出について

- 消費係数及び食品区分係数は、ポジティブリスト制度において物質の安全性確認時に食事中濃度を算出する際に用いられる。(食品安全委員会の食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針に記載)
- 厚生労働省の調査事業(平成22年)において、市場に流通している食品について、容器包装の材質の種類及びその重量を食品品目別に調査した。消費係数は、品目別の材質の比率及び食品全体の材質の比率から、食品区分係数は、食品の区分(水性、酸性、油性、アルコール性、乳等、乾燥食品)別に、容器包装の材質別の使用量から算出した。これらをポリマーの特性に応じた合成樹脂の区分に基づき、合成樹脂の消費係数等を以下のとおり設定した。

消費係数： 器具・容器包装の特定の種類の材質に接触する食事量の割合を推定して得た係数

食品区分係数： 特定の食品区分の食品に用いられている器具・容器包装の割合を、材質別に推定して得た係数

合成樹脂の区分 (種類)*1	消費係数 (CF)	食品区分係数(DF)					
		通常の食品		酸性食品	酒類	乳等	油脂類
		D ₁	D _{1sub}				
樹脂区分1	0.05	最大移行量が最も大きい食品区分の食品区分係数を0.96、その他の食品区分係数を0.01とする。					
樹脂区分2 (PS等)	0.07	0.38	0.02	0.27	0.01	0.11	0.23
		PSに適用しない場合 最大移行量(Q)が最も大きい食品区分の食品区分係数を0.96、その他の食品区分係数を0.01とする。					
樹脂区分3 (PA等)	0.05	0.92	0.01	0.01	0.01	0.01	0.05
		PAに適用しない場合 最大移行量(Q)が最も大きい食品区分の食品区分係数を0.96、その他の食品区分係数を0.01とする。					
樹脂区分4 (PVC、PVDC)	0.05	0.93	0.01	0.01	0.01	0.01	0.04
樹脂区分5(PE)	0.25	0.88	0.03	0.04	0.01	0.02	0.05
樹脂区分6(PP)	0.16	0.80	0.05	0.05	0.01	0.02	0.12
樹脂区分7 (PET)	0.22	0.86	0.01	0.09	0.01	0.01	0.03

※合成樹脂の区分は、基ポリマーの特性(物理化学的性質)や使用実態を踏まえて設定されたもの

PS(ポリスチレン)、PA(ポリアミド)、PVC(ポリ塩化ビニル)、PVDC(ポリ塩化ビニリデン)、PE(ポリエチレン)、PP(ポリプロピレン)、PET(ポリエチレンテレフタレート) 7

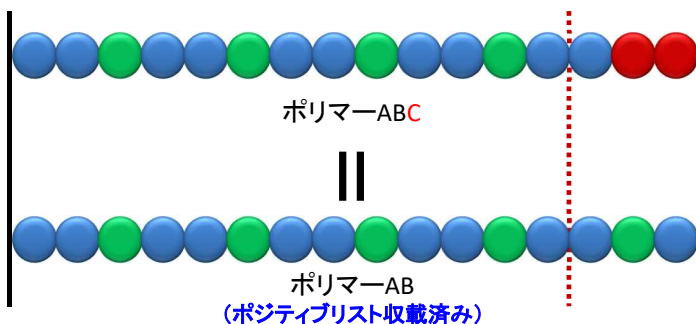
食品衛生法の基ポリマー98%ルール

概要

- ポリマー構成成分の微量モノマーは企業の営業秘密情報に直結しており、食品衛生法のポジティブリスト制度においても公衆衛生上の安全を担保した上で配慮が必要。
- 基ポリマーの構成成分の98 wt%超を、リストに記載されているポリマーで構成されることを規定する。
- 残りのポリマー構成成分(微量モノマー)として使用可能な物質は、樹脂ごとのポリマーのリストとは別に「微量モノマーリスト」に明示して管理する。

98%ルール(案)

0 wt% 98 wt% 100 wt%



条件

- ① ポリマーABが基ポリマーとしてポジティブリストに記載
- ② ポリマーABCのAとBがポリマー構成成分の98 wt%を超える
- ③ モノマーCが「微量モノマー」としてポジティブリストに記載

➡ 上記3条件をすべて満たす場合のみ、ポリマーABとして扱うことができる。

※ 微量モノマーに関しては、必要に応じて、使用可能なポリマーの限定やこれまでのリスク管理方法(いわゆるネガティブリスト規制)等を実施。

基ポリマーの規定方法

概要

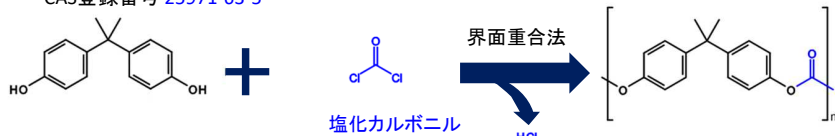
- 出発モノマー及び製造方法が異なる場合は、合成された基ポリマーの構造が同一であっても原則、異なる基ポリマーとして取り扱う。
- ポジティブリストでは構造基礎名が同一であっても原料基礎名で基ポリマーを区別する。

(例) ポリカーボネート

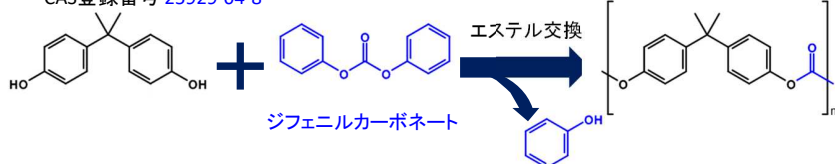
No	使用可能ポリマー	英名	CAS 登録番号
1	2, 2-ビス(4-ヒドロキシフェニル)プロパン・塩化カルボニル共重合体	Carbonic dichloride, polymer with 4,4'-(1-methylethylidene)bis[phenol]	25971-63-5 24936-68-3
2	2, 2-ビス(4-ヒドロキシフェニル)プロパン・ジフェニルカーボネート共重合体	Carbonic acid, diphenyl ester, polymer with 4,4'-(1-methylethylidene)bis[phenol]	25929-04-8 24936-68-3

原料基礎名 (source-based name)

- ① 2, 2-ビス(4-ヒドロキシフェニル)プロパン・塩化カルボニル共重合体
CAS登録番号 25971-63-5

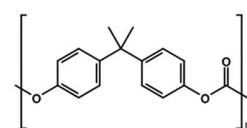


- ② 2, 2-ビス(4-ヒドロキシフェニル)プロパン・ジフェニルカーボネート共重合体
CAS登録番号 25929-04-8



構造基礎名 (structure-based name)

- ポリ[オキシカルボニルオキシ-1, 4-フェニレン (ジメチルメチレン)-1, 4-フェニレン]
CAS登録番号 24936-68-3



原料基礎名 (source-based name)

原料モノマーを基にした名称。

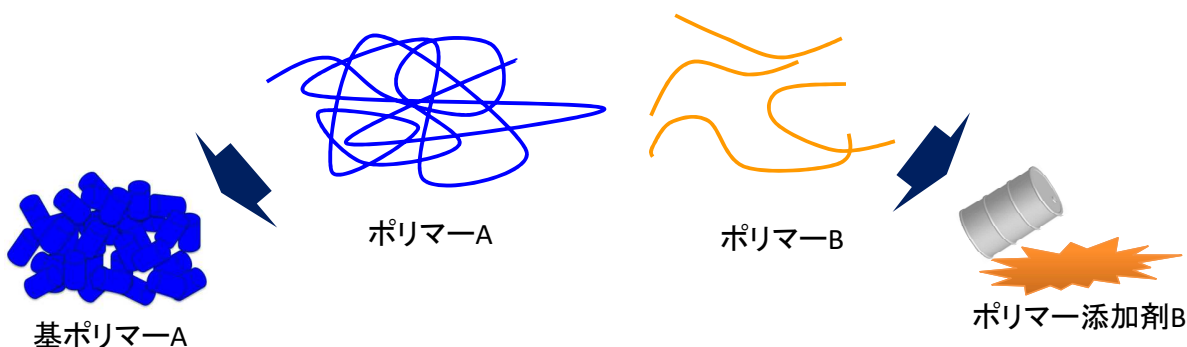
構造基礎名 (structure-based name)

ポリマーの繰り返し単位の化学構造を基にした名称。

9

ポリマー構造を有する物質の取扱い

- 合成樹脂を製造する際に、ポリマー構造を有する物質が添加剤として使用される場合があります、これらは添加剤としてリスト化する。
- 具体的に、添加剤として記載するポリマー構造の物質は、以下の物質とする。
 - ① 合成樹脂とは区別された材質の物質 (ゴム、セルロース等)
 - ② 通常、単独では器具・容器包装となり得ない以下のようなポリマー構造物質
 - ・粘度が低く、室温で液状を呈する物質 (ポリエチレングリコール及びエステル等)
 - ・分子量が1000以下の物質 (器具・容器包装となり得る場合を除く)
 - ・その他、使用目的及び量から添加剤として管理することが適切なもの
- なお、合成樹脂同士の混合の場合、ポリマー構造を有する一方の合成樹脂は、もう一方の合成樹脂に対する添加剤ではなく、基ポリマーとして記載されて管理する。



ポジティブリストの形式

(1) 基ポリマー

基ポリマーの構成成分の98wt%超が下記に記載されているポリマーであること。

● AA樹脂

No	使用可能ポリマー		CAS No	使用可能食品				使用可能最高温度 I. ~70°C II. ~100°C III. 101°C~	区分	備考
	和名	英名		酸性	油性及び脂肪性	酒類	その他			
1	AAのホモポリマー	AA polymer	0000-00-0	○	○	○	○	III	1	
2	AA・BB共重合体	AA polymer with BB	1111-11-1	○	—	○	○	III	2	

● BB樹脂

No	使用可能ポリマー		CAS No	使用可能食品				使用可能最高温度 I. ~70°C II. ~100°C III. 101°C~	区分	備考
	和名	英名		酸性	油性及び脂肪性	酒類	その他			
1	BBのホモポリマー	BB polymer	2222-22-2	○	○	○	○	III	3	
2	BB・ZZ共重合体	BB polymer with ZZ	3333-33-3	—	○	○	○	II	3	

ポリマーごとに「区分」を設定する

● 基ポリマーに対して微量で重合可能なモノマー

No	使用可能モノマー		CAS No	備考
	和名	英名		
1	XX	XX	5555-55-5	
2	YY	YY	6666-66-6	

※ 微量モノマーに関しては、必要に応じて、使用可能なポリマーの限定やこれまでのリスク管理方法（いわゆるネガティブリスト規制）等を実施。

添加剤等の使用量の制限は、ポリマーの区分ごとに設定される。

(2) 添加剤・塗布剤等

No	物質名		CAS No	区分別使用制限（重量%）							備考
	和名	英名		1	2	3	4	5	6	7	
1	aaa	aaa	9999-99-9	1.0	1.0	—	—	1.5	1.0	—	
2	bbb	bbb	8888-88-8	—	5.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	

添加剤等の使用量の制限は、基ポリマー、添加剤を含む合成樹脂全体に対する割合で表す。

11

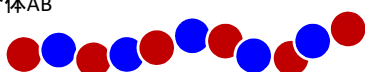
単一樹脂と混合樹脂

単一樹脂

単独共重合体A



交互共重合体AB



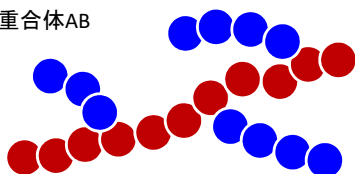
ランダム共重合体AB



ブロック共重合体AB



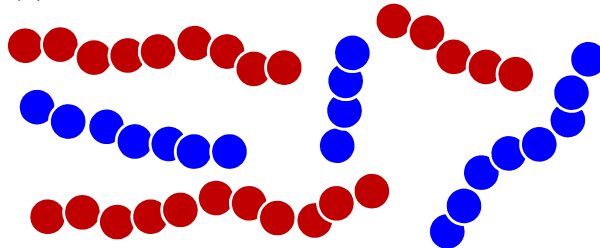
グラフト共重合体AB



基ポリマーとしてポジティブリストの収載が必要

混合樹脂

ポリマーブレンド



2種類以上のポリマーを混合（ポリマーブレンド）

混合樹脂としてのポジティブリスト収載は不要

※ 混合する各ポリマーについてポジティブリストの収載が必要

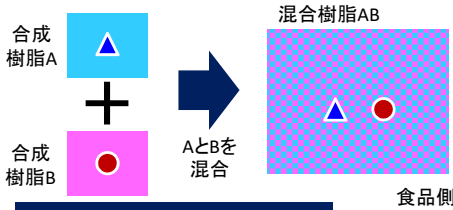
※ 化学反応が起こる場合は、樹脂の混合として取り扱わない

12

合成樹脂の混合について(混合規則)

概要

- ポジティブリスト(PL)に適合している樹脂を複数混合した場合、混合樹脂はPL適合として取り扱う。
- ただし、混合前の各樹脂の制限(使用可能食品、使用可能温度、添加剤の添加量等)は混合樹脂にも引き継がれる。



管理方法

	基ポリマー	添加剤 ▲	添加剤 ●
合成樹脂A	PL収載が必要 (食品接触層とみなす)	AまたはBのどちらかの区分においてPL収載が必要	AまたはBのどちらかの区分においてPL収載が必要
合成樹脂B	PL収載が必要 (食品接触層とみなす)		

添加量の上限値の考え方

合成樹脂Aは添加剤 x, z が使用可能
 " Bは " y, z が使用可能
 →混合樹脂ABは添加剤 x, y, z すべて使用可能
 ただし、最大添加量は混合する前の樹脂を基準

	合成樹脂A	合成樹脂B	混合樹脂AB	備考
樹脂重量	2 kg	1 kg	3 kg	
最大添加量	添加剤 x (上限: 10 wt%)	0g (PL未収載)	200g (上限: 6.7 wt%)	300g(3kgの10 wt%) ではない
	添加剤 y (PL未収載)	50g (上限: 5 wt%)	50g (上限: 1.7 wt%)	150g(3kgの5 wt%) ではない
	添加剤 z (上限: 20 wt%)	100g (上限: 10 wt%)	500g (上限: 17 wt%)	

※ 制限(使用可能食品等)は、混合前の各樹脂のいずれか厳しい条件を適用することが原則。

13

合成樹脂の混合について(混合規則) ②

概要

- ポジティブリストに適合している樹脂を複数混合した場合、混合前の各樹脂の制限(使用可能食品、使用可能最高温度等)は混合樹脂にも引き継がれ、混合前の各樹脂の厳しい条件を適用することが原則。
- 一方、制限が緩いポリマーに制限が厳しいポリマーを少量混合した樹脂において、緩い制限の条件で使用可能な場合がある。
 例) 使用可能最高温度が温度帯Ⅲのポリマーに温度帯Ⅰのポリマーを少量混合した樹脂を、温度帯Ⅲで使用
- このような混合樹脂の取扱いについて、基ポリマーの規格の備考欄に、混合規則の原則以外の条件となる場合を明記して、管理することとする。

記載例

No	使用可能ポリマー		CAS No	使用可能食品				使用可能最高温度 Ⅰ. ~70°C Ⅱ. ~100°C Ⅲ. 101°C~	区分	備考
	和名	英名		酸性	油性及び脂肪性	酒類	その他			
1	AA・BB共重合体	AA polymer with BB	1111-11-1	○	—	○	○	Ⅱ	2	●●と混合する場合は、混合する樹脂の使用制限を適用可能

※ 混合先の樹脂の制限を適用できる場合を明記する場合は、その内容に応じた溶出・安全性の確認が必要。

食品非接触層に使用される基ポリマーの制限の取扱い

概要

- 多層品の非接触層に使用する基ポリマーについて、個別に規定される制限のうち、使用可能食品の制限は適用されないが、使用可能最高温度は非接触層であっても適用されることを原則とする。

具体例

No	使用可能ポリマー	使用可能食品				使用可能最高温度 I. ~70℃ II. ~100℃ III. 101℃~	区分	備考
		酸性	油性及び脂肪性	酒類	その他			
1	ポリマーX	—	○	○	○	III	2	非接触層であっても最高温度はII. ~100℃
2	ポリマーY	○	○	○	○	II	2	
3	ポリマーZ	○	○	○	○	II	2	食品非接触層の場合、使用可能最高温度はIII。

原則(それぞれのポリマーの制限に従う)

食品側
合成樹脂Y
合成樹脂X
酸性食品 ○
最高温度 II
外側

個別に確認された場合

食品側
合成樹脂X
合成樹脂Z
酸性食品 ×
最高温度 II
酸性食品 ×
最高温度 III
外側 15

食品非接触層のみに限定して使用される物質の取扱い

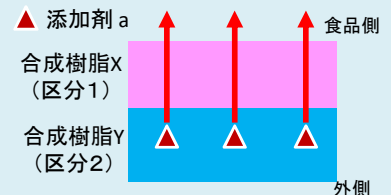
概要

- 食品非接触層のみに使用される物質であっても一定量を超えて食品に移行する場合は、個別にポジティブリストの記載が必要(法第18条第3項のただし書きは適用されない)。
- その場合、添加剤は非接触層に使用される基ポリマーの区分に記載する。

具体例

① 添加剤 a を食品非接触層のみに限定して使用する場合

- 添加剤 a は、合成樹脂Yが該当する区分(例:区分2)に記載する。
※食品接触層に使用される合成樹脂Xの区分1ではない。
- 添加剤 a の制限値を設定するために合成樹脂Yの樹脂区分の確認は必要。
- ただし、合成樹脂Yの基ポリマーについて、これに由来するモノマー等が一定量を超えて食品側に移行しない場合、ポジティブリストの記載は必須ではない。



食品非接触面の合成樹脂Yの区分(例:区分2)に設定されていることが必要

告示の記載(案)

No	物質名	区分別使用制限							備考
		1	2	3	4	5	6	7	
1	添加剤 a	—	2.0	—	—	—	—	—	食品非接触層に限る

② 合成樹脂の基ポリマーを食品非接触層のみに限定して使用する場合

(モノマー等が一定量を超えて食品側に移行する場合)

- 基ポリマーの場合も、備考に制限(例:「食品非接触層に限る」)を記載してポジティブリストに記載する。

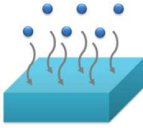
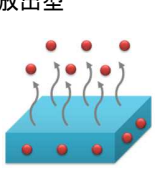




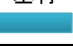
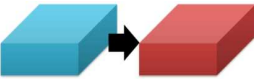
告示の記載(案)

No	使用可能ポリマー	使用可能食品				使用可能最高温度	区分	備考
		酸性	油性及び脂肪性	酒類	その他			
1	ポリマーZ	—	—	—	—	III	3	食品非接触層に限る

機能的な材料(アクティブ・インテリジェント材料)

概要

- EUでは、特定の化学物質を放出又は吸収すること等により、食品の貯蔵期間の延長や状態を改善するものを“アクティブ材料”、包装済み食品や食品周辺環境の状態を監視するものを“インテリジェント材料”と定義し、食品接触材料の規制が制度化されている。
- 器具・容器包装に含まれる化学物質は、食品への作用の有無は関係なく器具・容器包装の原材料としてポジティブリスト(PL)対象物質として管理される。
- 食品に作用することを目的として器具・容器包装から放出された化学物質は、移行量に関係なく、食品添加物としても規制対象となる(基材中に取り込まれた状態では器具・容器包装の原材料)。

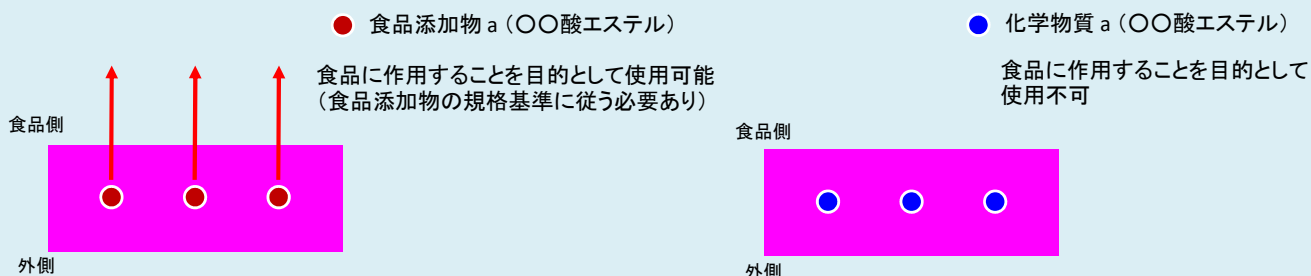
分類		規制の枠組み		具体例	
アクティブ材料	吸着型 	器具・容器包装のPL対象物質として管理		酸素吸収包材 ドリップ吸収材	
	放出型 	放出物質 	器具・容器包装のPL対象物質、かつ、食品添加物として管理 (器具・容器包装から放出前は器具・容器包装の材質の原材料であり、器具・容器包装から放出後は食品に作用するため)		カラシ抽出物(食品添加物) を放出する鮮度保持剤
		基材 	器具・容器包装のPL対象物質として管理		
	固定型 	固定化物質 	器具・容器包装のPL対象物質として管理		銀ゼオライトを練り込んだ 抗菌製品
基材 					
インテリジェント材料 		器具・容器包装のPL対象物質として管理※ ※ 着色料は、これまでのリスク管理方法(指定添加物以外の化学合成着色料は溶出又は浸出して食品に混和しないように加工)と同等の考え方により、ポジティブリストに包括的に記載。		温度インジケータ	

17

食品添加物を食品へ作用する目的で器具・容器包装の原材料として使用する場合

- 食品へ作用することを目的として器具・容器包装から放出される物質を使用する場合は、食品添加物の規格基準を満たした物質として、ポジティブリスト(PL)に記載される必要がある。その際の添加量は規定しないが、食品に作用するには食品添加物としての制限に従うこととする。
- 器具・容器包装のPLに記載されている物質が、食品添加物と同一名称であっても、食品添加物の規格基準を満たした物質としてPLに記載されていない場合は、食品に作用することを目的として器具・容器包装から放出させて使用することは不可。

具体例



告示の記載(案)

● 添加剤・塗布剤等

	物質名	区分別使用制限							備考
		1	2	3	4	5	6	7	
1	○○酸エステル (食品添加物)	*	*	*	*	*	*	*	食品添加物の規格基準に従うこと
2	○○酸エステル	1.0	1.0	—	—	1.5	1.0	—	

参考資料

19

「合成樹脂」のポジティブリスト制度の対象範囲

合成樹脂の分類(概要)

	熱可塑性樹脂	熱硬化性樹脂
プラスチック	熱可塑性プラスチック 例) ポリエチレン、ポリスチレン	熱硬化性プラスチック 例) メラミン樹脂、フェノール樹脂
エラストマー	熱可塑性エラストマー 例) ポリスチレンエラストマー、 スチレン・ブロック共重合体	ゴム(熱硬化性エラストマー) 例) ブタジエンゴム、ニトリルゴム
補足	架橋構造なし	架橋構造あり

対応方針(案)

- 「ゴム」は「熱可塑性がなく、架橋構造を有する高分子の弾性体」とし、合成樹脂とは区別する。
- 「ゴム」を除く部分については合成樹脂として取り扱い、ポジティブリスト制度の対象とする。

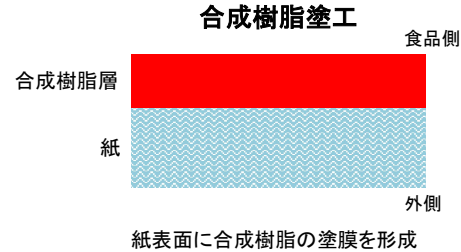
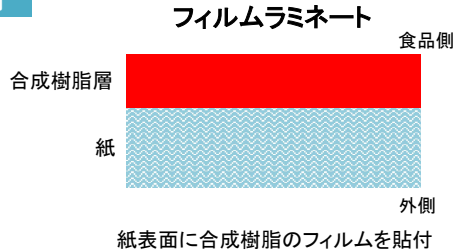
紙に使用される合成樹脂等について

概要

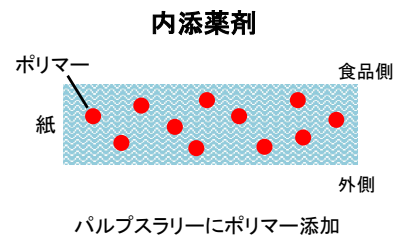
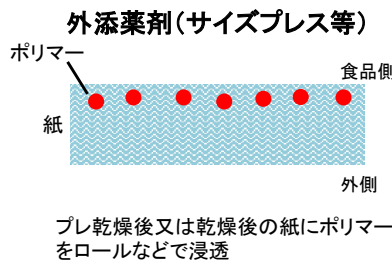
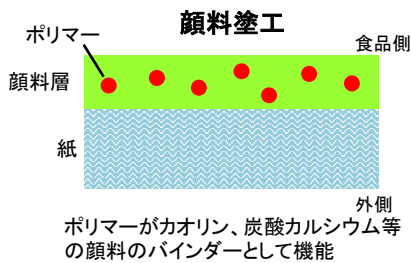
紙に使用される合成樹脂等のうち、食品接触面に合成樹脂の層が形成されている場合は合成樹脂のポジティブリスト制度の対象とする。

合成樹脂のポジティブリスト制度の対象範囲

対象範囲内



対象範囲外 ⇒将来的な紙のポジティブリストで管理



21

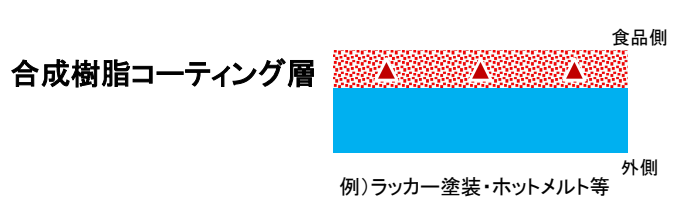
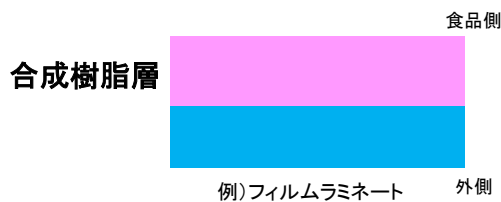
合成樹脂層(インキ・接着剤等)の取扱い

概要

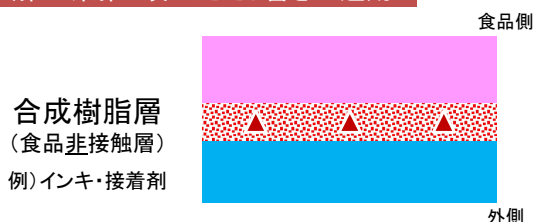
中間層(食品非接触層)の合成樹脂(インキ・接着剤等を含む)に使用される物質は、一定量を超えて食品に移行しないように管理される場合、法第18条第3項のただし書き(一定量を超えて食品に移行しない場合には規格基準が定められていない物質も使用可)の適用対象となる。

合成樹脂のポジティブリスト制度の対象範囲

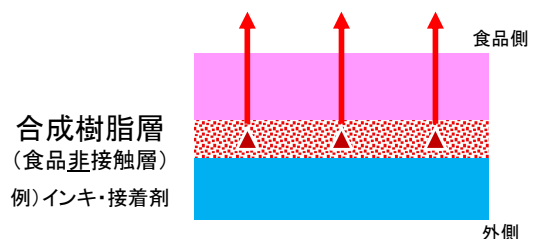
対象範囲内



法第18条第3項のただし書きの適用



消費・賞味期限内で、一定量を超えて食品に移行しないよう適切な製造管理を実施。
一定量を超えて移行しないことを担保する条件を今後検討。



一定量を超えて食品に移行する場合は、個別にポジティブリストの取扱いが必要。

22